

(3) 選挙管理委員会及び選挙長の告示の違反について 本件選挙における選挙管理委員会の告示のうち、選挙長及びその職務代理者の選任の告示が委員会規程第12条の規定にかかわらず東京都公報によらずに都庁内の掲示場の掲示をもって代えられ、立候補者の届出者等の選挙長の告示が東京都公報によらず江東区役所の掲示場での掲示をもって代えられているが、天災事変等の「委員会が特に認めるとき」又は「これらの方法で行うことができないとき」に該当して掲示場の掲示をもって代えることが許される事情がないことから、これらの告示は無効で、必要と認められる告示がないものとして、本件選挙には選挙の規定に違反する違法がある。 (4) 本件選挙の江東区選挙区において二重投票が疑われること 本件選挙の江東区選挙区における投票者数は207,118人であるところ、投票総数は207,119票であったというのであり、二重投票用紙を交付した事実があったことがわかれ、公選法第36条第1項本文の1人1票の原則に反しており、選挙の規定に違法があったことがうかがえる。当委員会においては、江東区選挙管理委員会に対し、投票者数に比して投票総数が1票多くなった原因について調査を求めるべきである。 2 認定事実 (1) 都議会は、平成13年7月3日、本件条例の定数を128から127（渋谷区選挙区の定数を3から2とする。）とする一部改正を行い、平成13年3月15日、定数を2増2減する内容の一部改正を行った。 (2) 平成24年6月19日、都議会のあり方検討会は、都議会議員の定数は正を含めて、検討結果の第一次報告を行った。その概要は以下のとおりであった。 ア 総定数について 前回、定数を是正した平成13年から東京都全体で約110万人の人口増加があり、議員一人当たりの人口の全国平均を基に都議定数を試算すると281人となるが、現在の社会経済状況等を踏まえて、現行の127人を維持	すべきである。 イ 選挙区について 千代田区、島部の両区とも見直す状況には至っていないことから、引き続き特例選挙区として存置するべきである。 ウ 各選挙区の定数配分について 平成13年定数は正時との定数較差の最大値の比較では、1.97から1.92に改善され、2倍以内に収まっていることから、選挙区別定数配分については現行どおりとすべきである。 (3) 都議会は、平成28年6月15日、本件条例を一部改正し、定数が2増2減されたほか、それまで特例選挙区であった千代田区選挙区が要件を満たさなくなったことから、特例選挙区の対象から外された。 (4) 平成28年改正の本件条例に基づき、平成29年7月2日に執行された東京都議会議員選挙（以下「平成29年都議選」という。）時の概要は以下のとおりであった。 ア 特例選挙区である島部選挙区の配当基数は0.249である。 イ 条例定数が人口比例定数より上回る選挙区が4選挙区、下回る選挙区が4選挙区であり、2人以上の定数差がある選挙区はない。 ウ 議員1人当たりの人口の較差は、最少の千代田区選挙区58,406人に對して、最大の武蔵野市選挙区144,730人で2.48倍となる。 エ 人口が少ない選挙区が多い選挙区よりも定数が多く配分されている逆転現象は6通りある。 (5) 平成29年都議選における選挙の効力に関する訴訟において、最高裁判所は「本件選挙当時における投票価値の不平等は、東京都議会において地域間の均衡を図るために通常考慮し得る諸般の要素をしんしゃくしてもなお一般的に合理性を有するものとは考えられない程度に達していた」とはできず、また、平成28年本件条例改正の当時において、公選法第15条第8項ただし書きにいう特別の事情があるとの評価がそれ自体として合理性を欠いていたとも、本件選挙当時において上記の特別の事情があるとの評価の合理性を基礎
--	--

付ける事情が失われたともしいい難いから、本件選挙の施行前に本件条例の定数配分規定を改正しなかったことが同議会の合理的裁量の限界を超えるものということはできない」として、平成29年都議選時の本件定数配分規定について適法と判断した（最高裁判所第三小法廷平成31年2月5日判決）。 (6) 都議会は、令和2年7月28日、本件条例について、平成27年国勢調査人口に基づき一部改正を行い、1増1減（大田区選挙区の定数を8から7とし、練馬区選挙区の定数を6から7とする。）とする選挙区間の定数配分が見直された。 (7) 令和2年改正の本件条例に基づき、令和3年7月4日に執行された東京都議会議員選挙（以下「令和3年都議選」という。）時の概要は以下のとおりであった。 ア 特例選挙区である島部選挙区の配当基数は0.249である。 イ 条例定数が人口比例定数より上回る選挙区が3選挙区、下回る選挙区が3選挙区であり、2人以上の定数差がある選挙区はない。 ウ 議員1人当たりの人口の較差は、最少の千代田区選挙区58,406人に對して、最大の武蔵野市選挙区144,730人で2.48倍となる。 エ 人口が少くない選挙区が多い選挙区よりも定数が多く配分されている逆転現象は5通りある。 (8) 令和3年都議選における選挙の効力に関する訴訟において、最高裁判所は「本件選挙当時における投票価値の不平等は、東京都議会において地域間の均衡を図るために通常考慮し得る諸般の要素をしんしゃくしてもなお一般的に合理性を有するものとは考えられない程度に達していたものとはいえず、また、令和2年条例改正時及び本件選挙当時において、公選法第15条第8項ただし書きに定める特別の事情があるとの評価が合理性を欠いていたなどというべき事情は見当たらない。以上によれば、本件選挙の施行前に本件定数配分規定を改正しなかったことは、東京都議会に与えられた裁量権の合理的な行使として是認することができる」として、令和3年都議選時の本件定数配分規定について適法と判断した（最高裁判所第二小法廷令和4年10月31日判決）。	(9) 本件選挙の基礎となる、令和2年実施の国勢調査の結果（確定値）に基づく都議会議員選挙区別議員1人当たりの人口及び較差は、別紙資料のとおりであり、本件選挙時の概要は以下のとおりである。 ア 特例選挙区である島部選挙区の配当基数は0.221である。 イ 条例定数が人口比例定数より上回る選挙区が4選挙区、下回る選挙区が4選挙区であり、2人以上の定数差がある選挙区はない。 ウ 議員1人当たりの人口の較差は、最少の千代田区選挙区66,680人に對して、最大の中央区選挙区169,179人で2.54倍となる。 エ 人口が少くない選挙区が多い選挙区よりも定数が多く配分されている逆転現象は3通りある（江戸川区選挙区と杉並区選挙区及び足立区選挙区並びに北区選挙区と新宿区選挙区）。 3 当委員会の判断 (1) 選挙の効力を争う訴訟において選挙が無効とされるのは、公選法第205条第1項の規定により、その選挙において「選挙の規定に違反すること」があり、かつ、その規定違反のために「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に限られている。 この「選挙の規定に違反すること」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない。それは、かかる違法行為も多かれ少なかれ選挙の結果に影響する場合が多いであろうが、公職選挙法はその違反者を処罰することによつてこれら規定事項の遵守を期待しているのであつて、その違法行為のために選挙を無効として再選挙を行うことを趣旨とするものではないと解されるからである。もつとも、かような違法行為でも、そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙
--	---

の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならないことも考えられないではない。」（最高裁判所昭和61年2月18日判決）とされている。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その選挙の管理執行手続きに関する規定違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実が生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合をいう。」

（最高裁判所昭和29年9月24日判決、最高裁判所昭和51年9月30日判決）とされている。

(2) 以上の観点から、申出人の主張する本件異議の申出について、選挙が無効とされる場合に該当するか否か検討する。

ア 島部選挙区を特例選挙区として存置することの違憲、違法性について

① 公選法第271条は、「昭和41年1月1日現在において設けられている都道府県の議会の選挙区については、当該区域の人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の定数をもつて除して得た数の半数に達しなくなった場合においても、当分の間、第15条第2項前段の規定にかかわらず、当該区域をもつて一選挙区を設けることができる。」として、特例選挙区を置くことを認めている。

本条の立法趣旨は、「いわゆる高度経済成長下にあつて社会の急激な工業化、産業化に伴い農村部から都市部への人口の急激な変動が現れ始めた状況に対応したものとみられるが、また、都道府県議会議員の選挙区制については、歴史的に形成され存在してきた地域的まとまりを尊重し、その意向を都道府県政に反映させる方が長期的展望に立った均衡のとれた行政施策を行うために必要であり、そのための地域代表を確保する必要があるという趣旨を含むものと解される。」とされている（最高裁判所平成元年12月18日判決）。

これら公選法の趣旨は、近年の人口と行政需要との間に不整合が生じていることにも着目して、議員の定数配分を人口比例で機械的に行うのではなく、地域の特異性に応じた均衡ある地域代表を議会の裁量により確保す

ることを認めるものである。

以上のことから、公選法の趣旨は、住民代表で構成される議会に地方自治の本旨に則って、地域の特異事情を考慮することを認め、機械的な人口比例原則の適用を緩和して地域間の均衡を図りつつ、執行機関の長と議決機関である議会が住民を直接代表する二元的代表制の原則に則った公正かつ効果的な代表の効果を発揮できるように、選挙制度を構成することを認めているというべきである。

特例選挙区の設置が適法であるかについては、客観的な基準が定められていないから、公選法第271条の規定の趣旨に照らして、都道府県の行政施策の遂行上地域代表を確保する必要性の有無・程度、隣接の市又は町村との合区の困難性の有無・程度等を総合判断して決することにならざるを得ないものである。

それには都道府県の実情を考慮し、都道府県全体の調和ある発展を図るなどの観点からする政策的判断を必要とすることが明らかであり、特例選挙区の設置を適法なものとして是認できるかは、都道府県議会の判断が裁量権の合理的な行使として是認されるかどうかによって決せられるものである。

そして、都道府県議会の議員の選挙区に関して公選法第15条第1項ないし第4項の規定から、同法第271条は、配当基数が0.5を著しく下回る場合には、特例選挙区の設置を認めない趣旨であると解されるから、このような場合には、特例選挙区の設置についての都道府県議会の判断は、合理的裁量の限界を超えているものと推定するのが相当であるとされているところである（最高裁判所平成元年12月18日判決、最高裁判所平成元年12月21日判決、最高裁判所平成5年10月22日判決、最高裁判所平成7年3月24日判決参照）。

② これを本件についてみると、昭和44年法律第2号による改正により、都道府県の議会の議員の定数について定める当時の地方自治法第90条に2項の規定が新設されて都議会における定数の上限が引き上げられるとともに

に、当時の公選法第15条第7項ただし書の規定が新設されたことなどに伴い、昭和44年条例第55号として本件条例が制定され、島部選挙区は、本件条例の制定当時から公選法第271条第2項（現第271条）に基づく特例選挙区として設けられ、以降、令和2年条例改正に至るまでのいずれの改正においても、特例選挙区として存置されている。

これは、昭和44年当時において、島部選挙区が、本土と離れた島部地域としてその自然環境や社会、経済の状況が都の他の地域と大きく異なり、特有の行政需要を有するといった地理的な特殊性等を考慮して特例選挙区として設けられたものであり、その地理的特殊性等は現在に至るまで継続しており、平成23年9月に都議会の改革に関する事項等を調査・検討するために設置された都議会のあり方検討会が平成24年6月に報告した第一次報告においても、島部選挙区を特例選挙区として存置することについては、見直す状況には至っていないと報告しているところである。

本件選挙時における島部選挙区の配当基数は0.221であり、公選法第271条に規定する配当基数0.5とは相当の乖離があるが、以上のとおり、島部選挙区を特例選挙区として設けているのは、本土と離れた島部地域の実情を考慮し、島部の住民の意見を都政に反映させる必要性が高いためものと認められる。よって、この都議会の判断は、都議会に与えられた裁量権の範囲を逸脱しているとはいえず、その合理的な行使として是認されるべきものである。

なお、島部選挙区を特例選挙区としてしていることについては、令和3年都議選に係る選挙訴訟においても、島しょ部は、離島として、その自然環境や社会、経済の状況が東京都の他の地域と大きく異なり、特有の行政需要を有することから、東京都の行政施策の遂行上、島しょ部から選出される代表を確保する必要性が高いものと認められる一方、その地理的状況から、他の市町村との区域との合区が、地続きの場合に比して相当に困難であることなどが考慮されてきたものということができ、令和2年の国勢調査の人口等基本集計による人口に基づいて計算すると島部選挙区の配当基数は0.221とな

るが、島しょ部の地理的特殊性等に照らし、この配当基数が都議会において島部選挙区を特例選挙区として存置することが許されない程度にまで至っているとはいえず、島部選挙区を特例選挙区として存置したことが社会通念上著しく不合理であることが明らかであると認めるべき事情もうかがわれないとし、適法と判断されているところである（最高裁判所第二小法廷令和4年10月31日判決）。

したがって、この点についての申出人の主張は理由がない。

イ 本件定数配分規定の違憲、違法性について

① 都道府県議会の議員の選挙に関し、都道府県の住民が、その選挙権の内容、投票価値においても平等に取り扱われるべきであることは憲法の要求するところであると解すべきであり、公選法第15条第8項は、憲法の要請を受け、都道府県議会の議員の定数配分につき、人口比例を最も重要かつ基本的な基準とし、各選挙人の投票価値が平等であるべきことを強く要求しているものと解される。

もつとも、都道府県議会の議員の定数、選挙区及び選挙区への定数配分に関する法の定めからすれば、同じ定数1を配分された選挙区の中で、配当基数が0.5をわずかに上回る選挙区と配当基数が1をかなり上回る選挙区とを比較した場合には、右選挙区間における議員1人に対する人口の較差が1対3を超える場合も生じ得る。

特例選挙区を含めて比較したときには、較差が更に大きくなることは避けられないところである。

また、公選法第15条第8項ただし書は、特別の事情があるときは、各選挙区において選挙すべき議員の数を、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができるとしているところ、ただし書の規定を適用していかなる事情の存するときに修正を加え得るか、また、どの程度の修正を加え得るかについて客観的基準は置かれていない。

したがって、定数配分規定が公選法第15条第8項の規定に適合するかどうかについては、都道府県議会の具体的に定めるところが、選挙制度の下に

における裁量権の合理的な行使として是認されるかどうかによって決するほかはない。しかし、定数配分規定の制定又はその改正により具体的に決定された定数配分の下における選挙人の投票の有する価値に較差が存している場合において、その較差が都道府県議会において地域間の均衡を図るため通常考慮し得る諸般の要素をしんしゃくしてもなお、一般的に合理性を有するものとは考えられない程度に達しており、これを正当化すべき特段の理由が示さないとき、あるいは、その較差は上記の程度に達していないが、上記の制定時若しくは改正時において同項ただし書きにいう特別の事情があるとの評価が合理性を欠いており、又はその後の選挙時において上記の特別の事情があるとの評価の合理性を基礎付ける事情が失われたときは、当該定数配分は、裁量権の合理的な行使とはいえないものというべきである（最高裁判所平成27年1月15日判決参照）。

② これを、本件選挙における議員定数配分についてみると、本件選挙当時においては、条例定数と人口比例定数とが不一致の選挙区が8選挙区あるが、その差はいずれも1人であった。

また、特例選挙区を除いたその他の選挙区間における議員1人に対する人口の最大較差は千代田区選挙区の1対中央区選挙区の2.54であった。さらに、いわゆる逆転現象が3通りであるが、定数差はいずれも1人であった。

令和3年都議選における定数配分規定については、令和4年10月31日最高裁判所判決において、令和2年の国勢調査の人口等基本集計による人口に基づいて計算すると、特例選挙区以外の選挙区間の議員1人当たりの最大較差は1対2.54（千代田区選挙区と中央区選挙区）であり、人口比例定数による特例選挙区以外の選挙区間の議員1人当たりの人口の最大較差と差異がなく、また、6選挙区において人口比例定数との差異がみられたが、その差はいずれも1人であり、いわゆる逆転現象も3通りにとどまり、定数差はいずれも1人であり、都議会の裁量権の合理的行使として適法と判断されているところである。

当該判例を踏まえると、本件選挙時における特例選挙区以外の選挙区間の

議員1人当たりの最大較差については、都議会において地域間の均衡を図るために通常考慮し得る諸般の要素をしんしゃくしてもなお一般的に合理性を有するものとは考えられない程度に達していたものとはいえないと認められ、本件定数配分規定は都議会に与えられた裁量権の行使として許容できるといふべきである。

したがって、この点についての申出人の主張には理由がない。

ウ 選挙管理委員会及び選挙長の告示の違反について

① 公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号。以下「公選法施行令」という。）第81条は、「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（中略）は、法第75条第3項又は前条第1項の規定により選挙長若しくは選挙分会長又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。」と規定している。また、公選法第86条の4第11項は、立候補の届出があったときは、「選挙長は、直ちにその旨を告示（中略）しなければならない。」と定めている。

② そして、委員会規程第12条は、「委員会の告示は、東京都公報に đăng載してこれを行う。ただし、委員会は、特に必要と認めるときは、委員会の掲示場に掲示することにより、これを行うことができる。」と定めている。

また、執行規程第4条は、「選挙長、選挙分会長又は審査分会長のする告示は、東京都公報に đăng載して、又は支庁及び地方事務所告示式（昭和18年東京都告示第126号）の例により行う。ただし、これらの方法で行うことができないときは、その事務を行う場所の前の掲示場又は公衆の見やすい場所に掲示してこれに代えることができる。」と定めている。

③ この点、東京都公報が必ずしも適時に発行できるとは限らないことに加え、各告示（当委員会が告示する選挙長及び同職務代理者の告示。選挙長（本件選挙の江東区選挙区においては、江東区選挙管理委員会委員長）が告示する立候補届出の告示）については、いずれも個人の住所まで掲載されることになるため、個人情報保護の観点から、選挙長及び同職務代理者の告

示については「特に必要と認められるとき」（委員会規程第12条）、立候補の届出の告示については「これらの方法で行うことができないとき」（選挙執行規程第4条）に該当する（東京高等裁判所令和7年1月29日判決）として、都庁内の掲示場への掲示、江東区役所の掲示場への掲示により行った各告示の方法は、上記各規程に違反しない。 したがって、この点についての申出人の主張には理由がない。 エ 本件選挙の江東区選挙区において二重投票が疑われること ① 前述のとおり、選挙の効力を争う争訟において選挙が無効とされるのは、法第205条第1項の規定により、その選挙において「選挙の規定に違反すること」があり、かつ、その規定違反のために「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に限られている。 ② 本件選挙の江東区選挙区では、投票者数は207, 118人であるところ、投票総数は207, 119票であり、投票総数が投票者数を上回っている事実が生じている。しかし、最下位当選者と次点者との得票差は2, 432票であるところ、投票者数と投票総数の差は1票であるため、仮に投票者数と投票総数の不一致がなかったならば、候補者の当落について現実に生じた結果と異なる結果の生ずる可能性があったものとは認められない。よって、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とはいえない。 したがって、この点についての申出人の主張には理由がない。 第3 審理の結果 以上のとおり、本件選挙については、法第205条第1項所定の「選挙の規定に違反すること」があり、かつ、その規定違反のために「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に該当する事実は認められない。 よって、本件異議の申出については、本件選挙を無効とすべき理由もないから、公選法第216条第1項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、当委員会は、主文のとおり決定する。	令和7年8月12日 東京都選挙管理委員会 委員長 澤 野 正 明 (別紙) 資料 公選法第203条の規定により、この決定に不服があるときは、当委員会を被告として、異議申出人においてはこの決定書の交付を受けた日から30日以内に、その他の当該選挙の選挙人又は候補者においては同法第215条の規定による告示の日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。
--	--

(令和2年10月1日国勢調査人口確定値)

注1「定率」及び「実所定額」は現行案による。
注2「人口比の人口」は選挙区ごとの人口に比例配分させて議員定数を算出したもの。
注3「特別区の人口比配分」に基づく定数は公職選挙法第268条第2項を適用し算出している。
注4 錯数処理は全て四捨五入とした。

東京都選挙管理委員会

7 選 第 3 6 2 号

決 定 書

異議申出人 吳 明 昌

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和7年7月7日に提起された、令和7年6月22日執行の東京都議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力に関する異議の申出（以下「本件異議の申出」という。）について、東京都選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申出のうち、本件選挙の豊島区選挙区における選挙の無効を求める部分を棄却し、その余の異議の申出を却下する。

異 議 の 申 出 の 要 旨

1 異議の申出の趣旨

申出人が、次の異議の申出の理由により、本件選挙は財産により不当に差別されるものであり、憲法違反であるため選挙を無効とする旨の決定を求めるものである。

2 異議の申出の理由

本件異議の申出の理由は、概ね次のとおりであると認められる。
公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第92条（以下「本条」という。）が規定する供託制度は、財産差別により、立候補の自由を妨げている。
また、本条は供託しない者を立候補させないことで、その者に対する投票を

妨げており、幸福追求権を侵害しているから、憲法第13条に違反している。
そして、本条は不合理な財産による差別的取り扱いを定めたものであり、法の下の平等に反するから憲法第14条第1項に違反している。

さらに、本条は、供託金がない人を立候補させないのだから、公務員の選定権を侵害しており、憲法第15条第1項に違反している。

以上より、本条は憲法第13条、第14条第1項及び第15条第1項違反であり、憲法第98条第1項に「この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」とあるから、本条は無効である。

また、本件選挙は、無効な規定に基づいて行われた選挙であったから、本件選挙は憲法第98条第1項の条規に基づき、全部無効である。

決 定 の 理 由

当委員会は、本件異議の申出は形式的要件を備えた適法なものと認め、これを受理し、慎重かつ厳正に審理した。その結果は、以下のとおりである。

第 1 本件異議の申出に至るまでの経緯

- 1 令和7年6月13日、本件選挙告示
- 2 同年22日、本件選挙期日
- 3 同年7月7日、申出人から本件異議の申出が提起され、当委員会はこれを受理した。

第 2 申出人の主張及び当委員会の判断

1 申出人の主張

本条により、60万円を供託しなければ東京都議会議員選挙に出ることができない。これは財産による差別であり、60万円がなければ自由に選挙に出られず、様々な意見や主張とそれに基づく公約を掲げる人が減り、自由な選挙が妨げられた。

また、選挙に出るかどうかを決定する自由や、意に反する公約の人物への投票をしない自由は幸福追求権によって保障されている。供託した者のみ

を立候補させることは、選挙人の意に反する公約を掲げるもの以外への投票はできないよう制限されており、選挙に出た者への投票を強制させる本条の規定は、幸福追求権を保障した憲法第13条に違反している。

さらに、本条によって選挙に出られないことは、本来国民は皆平等であるから、選挙に出ることは皆平等であるべきであるのに、これを妨害阻止してこの自由を侵害したのだから、不合理な財産による差別的取り扱いをしたものと認められる。憲法第14条1項の法の下の平等の要請は、事柄の性質に応じた合理的な根拠に基づくものでない限り、差別的な取り扱いを禁止する趣旨と解されるため、本条は憲法第14条第1項に違反している。

そして、60万円を用意しない人で東京都議会議員になることを希望する人を選挙に出られないようにして、60万円を用意した人物だけを東京都議会議員に選べる選挙をしたので、真に自由に東京都議会議員の選定をできないようにした本条は、公務員選定権を定めた憲法第15条第1項に違反している。

以上より、本条は自由な選挙を妨げ、憲法第13条、第14条第1項及び第15条第1項に違反しており、憲法第98条に「この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」とあるから、本件選挙は、無効な規定に基づいて行われた選挙であり、豊島区選挙区及びその他全選挙区の選挙が無効である。

2 当委員会の判断

(1) 公選法第202条第1項に定める地方公共団体の議会の議員及び長の選挙の効力に関する異議の申出ができる選挙人は、選挙区がある選挙においては、当該選挙区における選挙人に限られる。都道府県の議会の議員の選挙にあつては、異議の申出は、異議の申出をしようとする選挙人の属する選挙区の選挙に限られるものと解される。判例は「右規定がいわゆる選挙訴訟の制度を認めた所以は、選挙が選挙区ごとに行われるものであることに鑑み、その選挙区の選挙に参加しうる権利を有する者にその結果の違法を主張する途を与え、もって選挙に関する法規の適用の客観的適正を期している意旨であると解するのが相当である」（最高裁判所昭和39年2月26日判決）としている。行政実例においても、選挙人の属する選挙区の選挙に限り異議の申出をすることができるものと解している（昭和28年4月4日行政実例）

（黒瀬敏文・笠窪隆範編著（2021）『逐条解説公職選挙法（下）』ぎょうせい1714頁）。

当委員会の調査の結果、申出人は、本件選挙の当時において、東京都豊島区の選挙人名簿に登録された選挙人であつたと認められる。

また、申出人は本件選挙に係る公職の候補者ではなかった。

したがって、本件選挙において、申出人が所属する豊島区選挙区以外の選挙区では、申出人は公選法第202条第1項所定の「選挙人」又は「公職の候補者」のいずれにも該当しないから、本件異議の申出のうち、本件選挙における豊島区選挙区以外の選挙区における選挙の効力に関する異議の申出を求める異議の申出は、不合法であることが明らかである。

(2) 当委員会は、本件異議の申出のうち、豊島区選挙区における選挙の効力に関する異議の申出について、形式的要件を備えた適法なものと認め、これを受理し、慎重かつ厳正に審理した。その結果は、以下のとおりである。

(3) 選挙の効力を争う争訟において選挙が無効とされるのは、公選法第205条第1項の規定により、その選挙において「選挙の規定に違反すること」があり、かつ、その規定違反のために「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に限られている。

この「選挙の規定に違反すること」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない。それは、かかる違法行為も多かれ少なかれ選挙の結果に影響する場合が多いであろうが、公職選挙法はその違反者を処罰することによつてこれら規定事項の遵守を期待しているのであつて、その違法行為のために選挙を無効として再選挙を行うことを趣旨とするものではないと解されるからである。もつとも、かような違法行為でも、そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならないことも考えられないではない。」（最高裁判所昭和61年2月18日判決）とされている。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その選挙の管理執行手續に関する規定違反がなかったならば、選挙の結果、すなわ

(4) 以上の観点から、申出人の主張する本件異議の申出について、本件選挙が無効とされる場合に該当するか否か検討する。 申出人は選挙供託制度の違憲性を主張するが、この点、選挙管理委員会をはじめとする選挙管理機関は、公選法に基づいて選挙を管理執行する義務を負うのであり、選挙長が公選法第86条の4第4項の規定に従って同法第92条による供託をしたことを証明する書面が添付された立候補届出を受理することは、何ら選挙の規定に違反していない。 また、申出人は、供託制度が立候補の自由や様々な意見や主張とそれに基づく公約を掲げる人の数が減り、自由な選挙が妨げられたとも主張する。この点、立候補の自由は、自由で公正な選挙を維持する上で重要であるが、選挙制度の仕組みを決定する絶対の基準とはいえず、国会が具体的に定めたところがある裁量権の限界を超えない限り、一定の限度で制約を受けるとしても、やむを得ないとされているところである。 これは、立候補の自由に制約がないとすれば、売名目的、選挙妨害目的など不当な目的を持ち真に当選する意思のない者の立候補による候補者の濫立の事態も容易に予想され、自由で公正な選挙の実現の支障となり、供託制度を設けて、選挙の結果極めて少数の得票にとどまった候補者については供託物の返還をしないと定めることも、立候補について慎重な判断を促し、候補者の濫立による選挙への支障を避けるための制度として、合理性を認めることができ、国会に認められた裁量権を超えるものでなく、供託制度を定めた公選法第92条が憲法第44条、第14条第1項、第15条第1項、第4項に違反しないというべきだからである（同旨・最高裁判所大法廷平成11年11月10日判決）。 そして、申出人は選挙に出るかの決定、意に反する公約の人物への投票を強制されない自由が憲法13条に保障されており、供託制度により立候補者だけの投票を強制されていたと主張する。この点についても、立候補の自由に対する制約の目的、内容、必要性、これによって制約される立候補の自由の性質、内容及び制限の程度を総合考慮すると、都道府県議会議員選挙に関する選挙供託制度は合理的な措置というべきである。よって選挙供託制度は、立候補の自由に対する制約として、立法府の合理的裁量の	範囲内での措置であり、憲法13条、14条1項、15条1項、3項及び4項に反しない。（同旨・大阪高裁判平成9年3月18日判決） したがって、供託制度は国会の合理的裁量の範囲内で設けられたものであり、この点について公選法第92条が自由な選挙を妨げ、憲法第13条、第14条第1項及び第15条第1項に違反する等の申出人の主張は、申出人独自の見解というべきであって採用することはできない。 第3 審理の結果 以上のとおり、本件選挙の豊島区選挙区を除く選挙区における選挙の無効を求める異議の申出については、申出人に異議の申出をする資格がなくなされた不適法なものである。 また、本件選挙については、選挙の規定に違反して行われ、かつ、その規定違反のために選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に該当する事実は認められない。 よって、本件異議の申出については、公選法第216条第1項において準用する行政不服審査法第45条第1項及び第2項の規定により、豊島区選挙区を除く選挙区における選挙の無効を求める異議の申出については、不適法として却下し、豊島区選挙区における選挙の無効を求める異議の申出については、棄却することとして、当委員会は、主文のとおり決定する。 令和7年8月12日 東京都選挙管理委員会 委員長 澤 野 正 明 公選法第203条の規定により、この決定に不服があるときは、当委員会を被告として、異議申出人はこの決定書の交付を受けた日から30日以内に、その他の当該選挙の選挙人又は候補者においては同法第215条の規定による告示の日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。
--	---

公 告

市街地再開発組合の理事長の就任について

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により武蔵小金井駅北口駅前東地区市街地再開発組合から次に掲げる者が理事長に就任した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和七年八月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 氏名

嶋内 佑介

二 住所

小平市小川西町二丁目十八番七号

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
七〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

